

## 地方公共団体情報システム標準化基本方針（案）に係る協議への対応について

### 1. 検討の趣旨

地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「標準化基本方針」という。）は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣である法務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）が標準化基本方針の案を作成する際は、あらかじめ関係行政機関の長に協議する（法第5条第4項）こととされており、今回初めて実施されるものである。

### 2. 本件協議の概要

法第5条第3項に基づき、内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が下記項目からなる標準化基本方針の案を作成するに際し、令和4年9月27日、上記の関係行政機関の長として個人情報保護委員会委員長宛てに協議されたもの。

- (1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（法第5条第2項第1号）
- (2) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（法第5条第2項第2号）
- (3) 共通標準化基準に関する基本的な事項（法第5条第2項第3号）
- (4) 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（法第5条第2項第4号）
- (5) その他地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に関し必要な事項（法第5条第2項第5号）

### 3. 対応案

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報の適正な取扱いが確保されることが肝要であることから、別添の意見を提出することとしたい。

以上